

## プロヒドロジャスモン (案)

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

### 1. 概要

(1) 品目名：プロヒドロジャスモン [ Prohydrojasmon (ISO) ]

(2) 用途：植物成長調整剤／忌避剤

植物ホルモンであるジャスモン酸様物質である。早生りんご等に対する着色促進及び温州みかんに対する花芽抑制による樹勢の維持、落果防止、浮皮軽減等の効果を示すと考えられている。

また、ジャスモン酸類には植物の虫害抵抗性を誘導する作用のあることが知られており、プロヒドロジャスモンは、微小害虫に対する忌避性を誘導し防除効果を示すと考えられている。

(3) 化学名及びCAS番号

Propyl (1*RS*, 2*RS*)-(3-oxo-2-pentylcyclopentyl)acetate (IUPAC)

(Propyl (1*RS*, 2*SR*)-(3-oxo-2-pentylcyclopentyl)acetateを10±2%含有する。)

Cyclopentaneacetic acid, 3-oxo-2-pentyl-, propyl ester

(CAS : No. 158474-72-7)

Cyclopentaneacetic acid, 3-oxo-2-pentyl-, propyl ester, (1*R*, 2*R*)-

(CAS : No. 178602-66-9)

Cyclopentaneacetic acid, 3-oxo-2-pentyl-, propyl ester, (1*S*, 2*S*)-

(CAS : No. 2133359-92-7)

Cyclopentaneacetic acid, 3-oxo-2-pentyl-, propyl ester, (1*R*, 2*S*)-

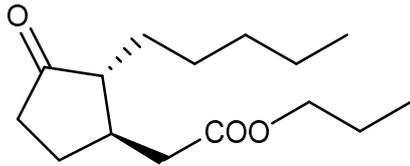
(CAS : No. 2133359-93-8)

Cyclopentaneacetic acid, 3-oxo-2-pentyl-, propyl ester, (1*S*, 2*R*)-

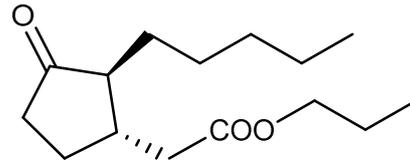
(CAS : No. 2133359-94-9)

(4) 構造式及び物性

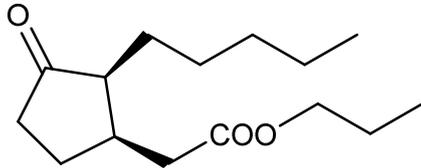
プロヒドロジャスモンには4つの光学異性体が存在し、*trans*-プロヒドロジャスモン87%以上及び*cis*-プロヒドロジャスモン12%以下の混合物である。



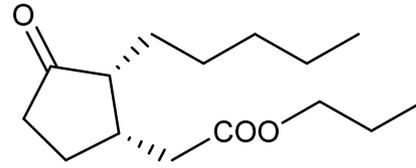
(1R,2R)体 (*trans*-プロヒドロジャスモン)



(1S,2S)体 (*trans*-プロヒドロジャスモン)



(1R,2S)体 (*cis*-プロヒドロジャスモン)



(1S,2R)体 (*cis*-プロヒドロジャスモン)

分子式	$C_{15}H_{26}O_3$
分子量	254.36
水溶解度	$6.02 \times 10^{-2}$ g/L (25°C)
分配係数	$\log_{10}P_{ow} = 4.1$ (25°C)

## 2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく適用拡大がなされたものを示している。

### (1) 国内での使用方法

#### ① 5.0%プロヒドロジャスモン液剤

作物名	適用	希釈 倍数	使用 液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用方法	プロヒド ロ ジャスモンを 含む農薬 の総使用 回数
りんご	着色促進	500倍	200～ 700 L/10 a	収穫開始予定 日の30～25日 前 ただし、収穫 14日前まで	1回	立木全面散布	1回
ぶどう (巨峰)				満開後35～40 日 ただし、収穫 30日前まで		果房散布	

① 5.0%プロヒドロジャスモン液剤（つづき）

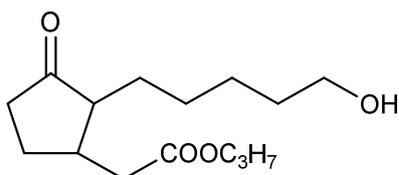
作物名	適用	希釈 倍数	使用 液量	使用時期	本剤 の 使用 回数	使用方法	プロヒドロ ジャスモン を含む 農薬の 総使用 回数		
かんきつ（温州みかん、清見、日向夏、ワシントンネーブルを除く）	花芽抑制による樹勢の維持	2000 倍	50～250 L/10 a	収穫直後～ 収穫約1か月後	1回	立木全面散布 又は枝別散布 （ジバレリン10 ppm液に加用）	1回		
	落果防止		50～100 L/10 a	開花始め～ 満開10日後		散布 （ジバレリン10 ppm液に加用）			
清見	花芽抑制による樹勢の維持	1000 ～ 2000 倍	50～250 L/10 a	収穫直後～ 収穫約1か月後		1回		立木全面散布 又は枝別散布 （ジバレリン10 ppm液に加用）	1回
	落果防止		50～100 L/10 a	開花始め～ 満開10日後				散布 （ジバレリン10 ppm液に加用）	
ワシントンネーブル、日向夏	花芽抑制による樹勢の維持	2000 倍	50～250 L/10 a	収穫直後～ 収穫約1か月後				1回	
温州みかん	落果防止	1000 ～ 2000 倍	50～100 L/10 a	開花始め～ 満開10日後		散布 （ジバレリン 10ppm 液 に 加 用）			
	浮皮軽減	1000 ～ 2000 倍	100～400 L/10 a	収穫予定日の 3か月前 ただし、 収穫45日前まで	果実散布 （ジバレリン1～ 5 ppm液に加 用）				
トマト ミニトマト	アザミウマ類		500 倍	100～300 L/10 a	収穫前日まで	5回 以内	散布	5回 以内	

### 3. 作物残留試験

#### (1) 分析の概要

##### ① 分析対象物質

- ・プロヒドロジャスモン
- ・プロピル 2-(5'-ヒドロキシペンチル)-3-オキソシクロペンチル-アセテート  
(以下、代謝物M11という)



代謝物M11

##### ② 分析法の概要

###### i) プロヒドロジャスモン及び代謝物M11

試料からアセトンで抽出し、ヘキサンに転溶する。シリカゲルカラム等を用いて精製した後、ガスクロマトグラフ・質量分析計 (GC-MS)、液体クロマトグラフ・質量分析計 (LC-MS) 又は液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計 (LC-MS/MS) で定量する。

または、試料からアセトンで抽出し、C<sub>18</sub>カラム又はC<sub>18</sub>カラム及びグラファイトカーボンカラムを用いて精製した後、LC-MS/MSで定量する。

なお、代謝物M11の分析値は、換算係数0.94を用いてプロヒドロジャスモン濃度に換算した値として示した。

定量限界：プロヒドロジャスモン	0.001～0.004 mg/kg
代謝物M11	0.001～0.004 mg/kg
	(プロヒドロジャスモン換算濃度)

###### ii) 代謝物M11

試料からアセトンで抽出し、アセチル化を行う。シリカゲルカラムを用いて精製した後、GC-MSで定量する。

なお、代謝物M11の分析値は、換算係数0.94を用いてプロヒドロジャスモン濃度に換算した値として示した。

定量限界：0.001～0.004 mg/kg	(プロヒドロジャスモン換算濃度)
------------------------	------------------

## (2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1を参照。

## 4. ADI及びARfDの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたプロヒドロジャスモンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

### (1) ADI

無毒性量：14.4 mg/kg 体重/day（発がん性は認められなかった。）

（動物種） 雄ラット

（投与方法） 混餌

（試験の種類） 慢性毒性/発がん性併合試験

（期間） 2年間

安全係数：100

ADI：0.14 mg/kg 体重/day

### (2) ARfD

無毒性量：120 mg/kg 体重/day

（動物種） ラット

（投与方法） 強制経口

（試験の種類） 発生毒性試験

（投与期間） 妊娠6～15日

安全係数：100

ARfD：1.2 mg/kg 体重

## 5. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びニュージーランドにおいて適正使用されている場合、基準値を示す必要がないとされている。

## 6. 基準値案

### (1) 残留の規制対象

プロヒドロジャスモンとする。

作物残留試験において、代謝物M11の分析が行われているが、定量限界未満であることから、代謝物M11は残留の規制対象には含めないこととする。

### (2) 基準値案

別紙2のとおりである。

### (3) 暴露評価対象

プロヒドロジャスモンとする。

植物体内運命試験の結果、可食部試料中には10%TRR<sup>注</sup>を超える代謝物が認められないこと及び作物残留試験において分析された代謝物M11は定量限界未満であることから、暴露評価対象をプロヒドロジャスモンのみとする。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をプロヒドロジャスモン（親化合物のみ）としている。

注) %TRR：総放射性残留物（TRR、Total Radioactive Residue）濃度に対する比率（%）

### (4) 暴露評価

#### ① 長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	TMDI/ADI (%) <sup>注)</sup>
国民全体（1歳以上）	0.1
幼少児（1～6歳）	0.3
妊婦	0.1
高齢者（65歳以上）	0.2

注) 各食品の平均摂取量は、平成17年～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

#### <参考>

	EDI/ADI (%) <sup>注)</sup>
国民全体（1歳以上）	0.0
幼小児（1～6歳）	0.1
妊婦	0.0
高齢者（65歳以上）	0.0

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

EDI試算法：作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

#### ② 短期暴露評価

各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1歳以上）及び幼少児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない<sup>注)</sup>。

詳細な暴露評価は別紙4-1及び4-2参照。

注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。

## プロヒドロジャスモンの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) 注1) 【プロヒドロジャスモン/代謝物M11】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
りんご (果実)	2	5.0%液剤	500倍散布 600 L/10 a	1	14, 21, 30	圃場A:<0.001/<0.001
						圃場B:<0.001/<0.001
ぶどう (果実)	2	5.0%液剤	2000倍花果房浸漬 +1000倍散布150 L/10 a +500倍散布150 L/10 a	1+1+1	30, 45, 60	圃場A:<0.001/<0.001 (3回, 30日) (#)
						圃場B:<0.002/<0.002 (3回, 30日) (#)
みかん (果肉)	2	5.0%液剤	1000倍散布 2.0 L/樹	3	14, 28	圃場A:<0.002/<0.002 (3回, 28日) (#)
			1000倍散布 2.5 L/樹			圃場B:<0.002/<0.002 (3回, 27日) (#)
みかん (果皮)	2	5.0%液剤	1000倍散布 2.0 L/樹	3	14, 28	圃場A:0.006/<0.004 (3回, 28日) (#)
			1000倍散布 2.5 L/樹			圃場B:<0.004/<0.004 (3回, 27日) (#)
みかん (果実)	2	5.0%液剤	1000倍散布 2.0 L/樹	3	14, 28	圃場A:0.003 (3回, 28日) (#) 注2)
			1000倍散布 2.5 L/樹			圃場B:0.002 (3回, 27日) (#) 注2)
かんきつ(清見) (果実全体)	2	5.0%液剤	1000倍散布 450 L/10 a	3	14, 28, 44	圃場A:<0.002/<0.002 (3回, 44日) (#)
			1000倍散布 400 L/10 a			圃場B:<0.002/<0.002 (3回, 44日) (#)
かんきつ(きんかん) (果実全体)	2	5.0%液剤	1000倍散布 890 L/10 a	3	14, 28, 44	圃場A:<0.002/<0.002 (3回, 44日) (#)
			1000倍散布 555 L/10 a			圃場B:0.002/<0.002 (3回, 44日) (#)
ミニトマト (果実)	2	5.0%液剤	500倍散布 249 L/10 a	5	1, 3, 7, 14	圃場A:0.039/<0.002
			500倍散布 260 L/10 a			圃場B:0.032/<0.002
	4		500倍散布 233 L/10 a		1	圃場A:0.018/<0.002
			500倍散布 250 L/10 a			圃場B:0.099/<0.002
			500倍散布 228 L/10 a			圃場C:0.113/<0.002
			500倍散布 279 L/10 a			圃場D:0.047/<0.002

(#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。代謝物M11の残留濃度は、プロヒドロジャスモン濃度に換算した値で示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について( )内に記載した。

注2) 果肉及び果皮の重量比から計算した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	0.3		申			0.018~0.113(n=6)(ミニトマト)
みかん	/	0.01	○			0.002,0.003(#)(¥) <0.002,<0.002(#)(¥)(清見) (その他のかんきつ類果実参照) (その他のかんきつ類果実参照) (その他のかんきつ類果実参照) (その他のかんきつ類果実参照) <0.002,0.002(#)(¥)(きんかん)
みかん(外果皮を含む。)	0.02		○			
なつみかんの果実全体	0.01	0.01	○			
レモン	0.01	0.01	○			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.01	0.01	○			
グレープフルーツ	0.01	0.01	○			
ライム	0.01	0.01	○			
その他のかんきつ類果実	0.01	0.01	○			
りんご	0.01	0.01	○			<0.001,<0.001(¥)
ぶどう	0.01	0.01	○			<0.001,<0.002(#)(¥)
その他のスパイス	0.03	0.03	○			<0.004,0.006(#)(¥)(みかん果皮)

申請(国内における登録、承認等の申請、インポートライセンス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

食品区分を別途新設すること等に伴い、食品区分を削除したものについては、斜線で示した。

「登録有無」の欄に「○」の記載があるものは、国内で農薬等としての使用が認められていることを示している。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内で農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、登録又は申請の適用の範囲内で試験が行われていない。

(¥)作物残留試験結果の最大値を基準値設定の根拠とした。

プロヒドロジャスモンの推定摂取量 (単位:  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	国民全体 (1歳以上) EDI	幼児 (1~6歳) TMDI	幼児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
トマト	0.3	0.058	9.6	1.9	5.7	1.1	9.6	1.9	11.0	2.1
みかん (外果皮を含む。)	0.02	0.002	0.4	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.5	0.1
なつみかんの果実全体	0.01	0.002	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
レモン	0.01	0.002	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.01	0.002	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
グレープフルーツ	0.01	0.002	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
ライム	0.01	0.002	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のかんきつ類果実	0.01	0.002	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
りんご	0.01	0.001	0.2	0.0	0.3	0.0	0.2	0.0	0.3	0.0
ぶどう	0.01	0.0015	0.1	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0
その他のスパイス	0.03	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計			10.5	2.0	6.6	1.2	10.3	2.0	12.1	2.3
ADI比 (%)			0.1	0.0	0.3	0.1	0.1	0.0	0.2	0.0

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法: 基準値案×各食品の平均摂取量

EDI: 推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算法: 作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

## プロヒドロジャスモンの推定摂取量（短期）：国民全体(1歳以上)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ( $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/day)	ESTI/ARFD (%)
トマト	トマト	0.3	○ 0.113	1.2	0
みかん (外果皮を含む。)	みかん	0.02	0.02	0.2	0
なつみかんの果実全体	なつみかん	0.01	0.01	0.1	0
レモン	レモン	0.01	0.01	0.0	0
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	オレンジ	0.01	0.01	0.1	0
	オレンジ果汁	0.01	○ 0.002	0.0	0
グレープフルーツ	グレープフルーツ	0.01	0.01	0.2	0
	きんかん	0.01	0.01	0.0	0
その他のかんきつ類果実	ぼんかん	0.01	0.01	0.1	0
	ゆず	0.01	0.01	0.0	0
	すだち	0.01	0.01	0.0	0
りんご	りんご	0.01	0.01	0.1	0
	りんご果汁	0.01	○ 0.001	0.0	0
ぶどう	ぶどう	0.01	0.01	0.1	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARFD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

○：作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用いて短期摂取量を推計した。

## プロヒドロジヤスモンの推定摂取量（短期）：幼小児(1～6歳)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ( $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 /day)	ESTI/ARfD (%)
トマト	トマト	0.3	○ 0.113	3.1	0
みかん (外果皮を含む。)	みかん	0.02	0.02	0.5	0
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	オレンジ	0.01	0.01	0.3	0
	オレンジ果汁	0.01	○ 0.002	0.0	0
りんご	りんご	0.01	0.01	0.3	0
	りんご果汁	0.01	○ 0.001	0.0	0
ぶどう	ぶどう	0.01	0.01	0.3	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

○：作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用いて短期摂取量を推計した。

(参考)

これまでの経緯

平成15年	4月26日	初回農薬登録
平成16年	8月9日	農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡及び基準設定依頼（適用拡大：ぶどう）
平成16年	8月20日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康評価について要請
平成17年	1月19日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成17年	2月17日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成17年	9月16日	残留農薬基準告示
平成20年	9月3日	農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：みかん）
平成20年	10月7日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準値設定に係る食品健康影響評価について要請
平成21年	1月8日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成21年	5月20日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成22年	2月18日	残留農薬基準告示
平成27年	8月24日	農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：かんきつ（温州みかん、清見を除く）及び清見）
平成27年	10月9日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準値設定に係る食品健康影響評価について要請
平成28年	5月17日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響調査について通知
平成28年	10月11日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成29年	4月11日	残留農薬基準告示
平成31年	2月20日	農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：トマト及びミニトマト）
令和元年	12月18日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準値設定に係る食品健康影響評価について要請
令和2年	2月25日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響調査について通知
令和2年	8月3日	薬事・食品衛生審議会へ諮問

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 穂山 浩 国立医薬品食品衛生研究所食品部長  
石井 里枝 埼玉県衛生研究所副所長（兼）食品微生物検査室長  
井之上 浩一 学校法人立命館立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室教授  
大山 和俊 一般財団法人残留農薬研究所化学部長  
折戸 謙介 学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部生理学教授  
魏 民 公立大学法人大阪大阪市立大学大学院医学研究科  
環境リスク評価学准教授  
佐々木 一昭 国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授  
佐野 元彦 国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授  
瀧本 秀美 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部長  
永山 敏廣 学校法人明治薬科大学薬学部特任教授  
根本 了 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長  
二村 睦子 日本生活協同組合連合会組織推進本部長  
宮井 俊一 元 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問  
吉成 浩一 静岡県公立大学法人静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授

(○：部会長)

答申（案）

プロヒドロジャスモン

食品名	残留基準値 ppm
トマト	0.3
みかん（外果皮を含む。）	0.02
なつみかんの果実全体	0.01
レモン	0.01
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.01
グレープフルーツ	0.01
ライム	0.01
その他のかんきつ類果実 <sup>注1)</sup>	0.01
りんご	0.01
ぶどう	0.01
その他のスパイス <sup>注2)</sup>	0.03

注1) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。